資料6

総務大臣との意見交換

【テーマ】多様な大都市制度の早期実現に向けて

令和4年7月19日

1 これまでの経緯

- ○令和3年11月10日 指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告 とりまとめ
- ○令和3年11月16日田畑総務副大臣に対して、「多様な大都市制度の早期実現を求める指定 都市市長会提言」を実施
 - 特別自治市(第 30 次地方制度調査会答申では「特別市(仮称)」)は、同調査会で検 討の意義が認められており、国や政党においては、このたび指定都市市長会「多様な大 都市制度実現プロジェクト」が取りまとめた最終報告も踏まえ、特別自治市の法制化に ついて検討を行うとともに、次期地方制度調査会等において特別自治市の法制化に向け 議論の加速化を図ること。
 - また、基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ指定都市に対し、<u>地域</u>の実情に合わせた事務・権限と税財源の更なる移譲をより積極的に進めること。

2 特別自治市の必要性

① 基礎自治体の現状

住民ニーズが複雑・多様化する中、道府県・市町村の果たす役割が変化する中

→ 地域特性に合わせた地方自治制度を再構築することが必要

② 大都市が果たすべき役割

基礎自治体の原則(住民に身近な自治体に権限を集約)を大都市が実現するため

→ 基礎自治体としての「現場力」や「総合力」(高度な行政力)を備える 大都市にふさわしい権限・財源が必要

③ 権限と財源の統一

指定都市は道府県の事務を担うが、権限に見合った税制上の措置は不十分

- → 大都市が果たすべき役割を最大限発揮するため、権限と財源の統一が必要
- ④ 高齢化及びインフラ老朽化への対応

大都市でも2020年以降人口減少社会に。インフラ老朽化は加速度的に進展

→ 大都市の活力維持のため、大都市制度改革は「待ったなし」

3 現在の大都市制度の状況

大都市制度

制度化済

指定都市制度

- ・地方自治法第252条の19第1項 大都市に関する特例
- ・都道府県が担う児童福祉に関する事務などを実施
- ・事務と財源のアンバランスや二重行政の問題等から、指定都市市長会では制度 の見直しを要望しており、更なる強化検討が必要

制度化済

特別区設置制度(いわゆる都構想)

- ・東京都の特別区制度を準用
- ・手続きは大都市地域における特別区の設置に関する法律による
- ・指定都市等関係市町村を廃止し特別区に再編。市民に身近な行政は公選制区長 のもと特別区へ、広域行政は広域自治体へと事務・財源を再編し、二重行政を 解消

未制度化

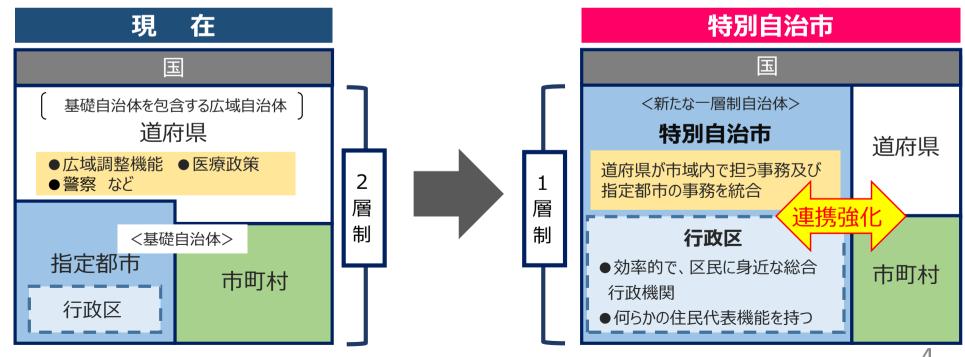
特別自治市制度

- ・基礎自治体をベースとし道府県の区域外となる新たな一層制の地方自治体を設 け二重行政を解消。
- ・第30次地方制度調査会で意義が認められるも、検討にあたり課題が示されて おり、対応策の提示とこれに沿った対応が必要である

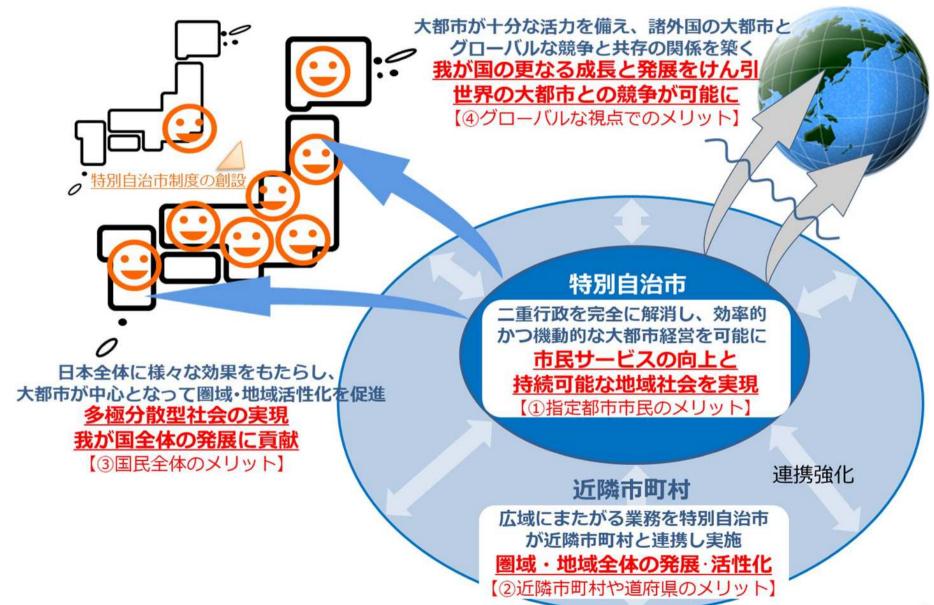
地域の実情に応じて、**上記からふさわしい大都市制度を選択できるようにすべき**。

特別自治市制度の概要

- **特別自治市は**、広域自治体に包含されない**一層制の地方公共団体**とする。
- ◆特別自治市の法的位置付けは、現行の地方自治法第2条第3項に規定する市町村(基礎的 な地方公共団体)、同第5項に規定する都道府県(広域の地方公共団体)のいずれにも該 当しない**新たな地方公共団体であり**、「特別地方公共団体」とする。また、**その事務は、** 現行の指定都市が担う事務及び道府県が指定都市の市域内において担う事務(ただし、包 括する市町村間の連絡調整事務や補完事務を除く) **を処理**する。
- 特別自治市は、一層制であることから、道府県が有する包括する市町村の連絡調整機能や 補完機能は有しないが、**圏域において他の基礎自治体との連携の中心的な役割を担う**。



5 特別自治市への移行による効果(イメージ図)



6 令和4年度の多様な大都市制度実現プロジェクト

特別自治市の制度化にあたっては、国において議論を進めること、国全体として機運を高めること、国会議員に対する説明や経済界との連携等が必要

■プロジェクトの体制 12市長で構成

【担当市長】 福田 紀彦 川崎市長

【副担当市長】山中 竹春 横浜市長 、河村 たかし 名古屋市長

■取組内容

- 各都市が具体的に行っている機運醸成に関する手法や課題について 議論(市民、道府県民、国民へ)
- 大都市制度に関する世論を喚起(国、国会議員、経済界等へ)
- 第33次地方制度調査会等への意見表明

7 機運醸成に向けた活動方針

1 指定都市が一体となった情報発信

- ・シンポジウムの開催
- ・共同でのポスターやパンフレットの作成 / 同時期の統一広報の実施

2 特別自治市をより分かりやすく伝えるための工夫

・「特別自治市」の新たなフレーズの作成 / 共同アピール

3 国への要請活動の実施

・内閣府や総務省などに対して、特別自治市制度の法制化など、指定都市市長会 として、新たな大都市制度実現に向けた要請活動を実施

4 国会議員への要請活動の実施

- ・国会議員(政党)への提言活動や「指定都市を応援する国会議員の会」等に対して、特別自治市制度の法制化など、新たな大都市制度実現に向けた要請活動 を実施
- ・特別自治市に関するアンケートの実施、結果公表